

令和 2 年 3 月 24 日

白井市長
笠井 喜久雄 様

白井市市民参加推進会議
会長 三浦 永司

平成 30 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について（答申）

平成 29 年 8 月 28 日付け白市活第 85 号で諮問のありました平成 30 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について、以下のとおり審議の結果及び提言を答申します。

- | | |
|------------------------------|-------|
| 1 平成 30 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価 | P 2 |
| 2 市民参加の実施に関する提言 | P 1 4 |

-卷末資料-

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| 1 市民参加条例該当事業の総合評価及び実施手法の年度別一覧（概要） | P 1 5 |
| 2 市民参加の実施に関する提言及び取組み結果の年度別一覧 | P 1 8 |

第 5 期（平成 29 年度～平成 31 年度）
市民参加推進会議
会長 三浦永司 副会長 宮本智美
委員 小口進一 手塚崇子 石田精一郎
市川温子 金子龍治 徳本 悟
中川幸子

答 申

第5期市民参加推進会議は、平成29年8月28日に「平成28年度から平成30年度市民参加の実施状況に対する総合的評価」について諮問を受けました。

今年度の評価対象は、平成30年度に市民参加を実施した7事業で、このうち3事業は、平成30年度で事業を終了し、他4事業が平成30年度以降も継続して実施する事業です。9人の委員により5回の会議による審査を経て、市民参加の手法やその実施内容について総合評価及び中間評価を行いました。

なお、終了した3事業については、委員がより事業を深く理解し実質的な評価を行うため、担当課へのヒアリングを実施しました。

また、4事業については、事業継続中のため評点の付与は保留し、コメントのみを記しての中間評価として、今後に活かしてもらうことにしました。

実施事業に対する総合評価は、本年で15年目となります。この間の評価結果に基づく答申の積み重ねの中で、各事業担当課に市民参加を重視する意識は少しずつ浸透しつつありますが、本年度は「良好」と判断される事業が皆無という結果でした。これまでの提言内容の実効が上がっていない事項があることや市民参加の基盤となる市民へのわかりやすい事前周知・結果報告等の情報公開の不足、男女比及び専門家の選出を含めた審議会の適切な設置等が引き続き課題として残っているため、今後もさらに改善が必要となっています。

今年度は第5期市民参加推進会議の最終答申として、「市民公募委員・候補者登録制度の拡充」、「情報公開と市民が参加しやすい場づくり」の2つを提言します。

答申の巻末資料「1. 市民参加条例該当事業の総合評価及び実施手法の年度別一覧」には、これまでの掲載内容に加えて、新たに実施した事業ごとの市民参加の手法を掲載していますので、過去の実績を参考にしながら積極的に市民参加を推進していただくよう期待します。

また、当会議においては、これまで様々な事業の市民参加の実施状況の評価を行ってきましたが、市民参加の推進にあたり、今後とも「市民の理解と協力」を充分得た上で率先して取り組む必要があると私達は考えています。

なお、市長におかれましては、本答申を受け、第5次総合計画に定められた市の将来像「ときめきとみどりあふれる快活都市」の実現に向け、「参加・協働」のまちづくりを進めるために今後の後期基本計画の下でお一層の市民参加を推進していただけようお願いいたします。

1 平成 30 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価

平成 31 年度市民参加推進会議では、市が平成 30 年度に実施した市民参加条例第 6 条で規定する 7 事業（平成 30 年度中に事業が終了した 3 事業及び平成 30 年度以降も事業継続している 4 事業）について、市民参加の実施状況に対する総合的評価を行いました。

今年度の評価は、平成 30 年度中に終了した事業については、点数を含めた総合的な評価を実施していますが、継続中の事業については、中間評価となるため現時点ではコメントによる評価のみとなっています。

各事業の評価の詳細や中間評価については答申書本文をご覧ください。

平成 30 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価一覧

	事 業 名	担当課	評 價		ページ数
1	自殺対策計画の策定	健康課	○	64 点 / 90 点	3
2	水道料金改定について	上下水道課	△	30 点 / 40 点	5
3	白井市商業施設等誘致促進条例の制定	産業振興課	△	35 点 / 65 点	6
4	白井市情報提供計画策定【中間評価】	総務課	コメント評価		8
5	第 5 次総合計画後期基本計画策定【中間評価】	企画政策課	コメント評価		9
6	西白井地区コミュニティ施設整備事業【中間評価】	市民活動支援課	コメント評価		11
7	第 2 期白井市子ども・子育て支援事業計画策定事業【中間評価】	子育て支援課	コメント評価		12

※ 評価点は、○良好（75 点以上）○妥当（55 点以上）△改善を要する（30 点以上）×不良（29 点以下）の 4 段階に区分した判定結果を表示しています。

※ 評点方法は、実施した市民参加手法の全体に関する 4 項目の評価点（30 点満点）と、実施した市民参加の手法ごとの評価点（各 20 点満点）との合計点で行います。多くの市民参加手法を採用した事業の評価点（分母となる基礎点）は高くなり、少なければ低くなります。

【終了事業】 平成30年度

1.自殺対策計画の策定

総合評価

64

点

総合コメント

- ①当計画の重点対象者である高齢者と生活困窮者に対する専門的知見を持った別組織で運営することが望ましい。
- ②審議会の公募委員が1名と少なく、市民の意見を反映させるというのであれば公募委員の募集定員を増やすべきであった。
- ③自殺という機微な問題を含む事業について取り組んでいることは評価できるが、市民参加の視点から見るとタウンミーティング、ワークショップ、意見交換会などを開催し市民の声をもっと広く聴いて計画策定に取り組むべきであった。
- ④講演会でパブコメ実施の周知を行った点は評価できるが市民参加の手法といえるのか市民参加推進会議では意見が分かれた。

事業における市民参加の評価

評価項目(配点)	実施状況	配点
実施した市民参加の数 5点×実施数(上限15点)		14
選択した市民参加の手法 (上限5点)	審議会の設置:H30.7.1～R2.6.30 パブリックコメントの募集:H30.12.15～H31.1.14	4
意見の取り扱い・公開方法 (上限5点)	その他市民参加の方法:講演会、市の取り組み(計画の作成、パブリックコメントの実施)の周知	4
市民参加の取り組み・積極性 (上限5点)		4

実施した市民参加の評価

審議会の設置(上限20点)

	評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準	合計
		任期:平成30年7月～令和2年6月(2年間) ※専門委員は(平成31年3月まで) 募集期間:平成30年5月1日～平成30年5月25日(25日間)			
1	公募委員の数・全体に占める割合	委員の人数:12人(男8女4) 市民公募委員:1人(うち無作為抽出0人)			
2	選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	応募者:2人(男1女1) 選出者:1人(男1女0) 選出地域:七次台小学校区1人 選考基準:非公開 ※問合せに応じることは可 応募方法:郵便、担当課窓口 周知方法:広報しろい・HP	6.6	4.1	11
3	会議の回数・時間帯	会議の回数:3回 (全て公開) 時間帯:平日日中			
4	事前周知の方法	HP、情報公開コーナー			
5	結果公表・取扱い	公表の方法:情報公開コーナー、HP 会議録:要点記 公開に要する期間:2か月以内			

コメント

- ①専門性が高い事業であるが、公募委員が1名のみと少ない。
- ②委員の男女比率を考慮する必要があった。
- ③会議開催日が平日午後の開催であるため、夜間や土日での開催の検討も必要であった。
- ④募集周知が必須のホームページ、情報公開コーナー、図書館で行われていない。
- ⑤会議録が必須の図書館で公表されていない。会議録にはインデックスをつけるなど見やすい工夫が必要である。

パブリックコメント募集(上限20点)								
評価項目(配点)		実施状況	条例基準	望ましい水準	合計			
1	募集期間・提出方法	募集期間:平成30年12月15日～平成31年1月14日(31日間) 応募方法:郵便、ファクシミリ、電子メール、各センター・回収箱、担当課窓口、図書館	7.6	6.8	14			
2	提供資料	計画や条例の素案、パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内、意見書						
3	資料の提供場所	担当課窓口、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館						
4	事前周知の方法	広報しろい、ホームページ、その他の方法(講演会等の参加者への案内)						
5	結果公表・取扱い	公表の方法:平成31年3月1日 情報公開コーナー、ホームページ 意見の件数:2人から2件						
コメント								
①募集期間を31日間と長く設けており、市民が知り、考える時間を考慮しているのは評価できる。 ②意見受付を各センター、図書館等、広く受け付けを行ったのは評価できる。 ③提供資料に事業の概要版があると良かった。 ④事前周知及び結果公表が必須の図書館で行われていない。								

その他の方法(上限20点)		条例基準	望ましい水準	合計		
評価項目(配点)		実施状況				
1	開催場所・時間・回数	開催場所:庁舎・保健福祉センター 時間:平成30年12月2日 14時00分～16時00分 回数:1回	6.6	6.1	13	
2	参加者の資格	自殺対策に取り組むにあたり、市民に限定せず、理解や協力を得る必要があること、千葉いのちの電話との共同開催であることから白井市民および千葉県民とした。				
3	事前周知の方法	広報しろい、ホームページ、各センター、図書館、新聞、県広報、会議等				
4	結果公表・取扱い	結果公表:非公開 ※共催行事実施報告書として作成 会議録:要点訳				
5	市民参加の内容	千葉いのちの電話公開講演会を市が共催で実施。講演会の中で、市が今年度自殺対策計画を策定していること、12月15日からパブリックコメントを行うことの説明を行った。				
コメント						
①休日に開催することにより、多くの市民が参加できたと評価する。 ②事前周知が必須の情報公開コーナーで行われていない。 ③講演会に来られなかった人のことを考慮し、結果公表する必要があった。 ④講演会でパブコメ実施の周知を行った点は評価する。						

【終了事業】 平成30年度

2.水道料金の改定について

総合評価

30

点

総合コメント

- ①市民の生活に直接かつ重大な影響を与える事業であり、評価対象事業としたことは評価できる。
- ②公募委員の割合が高く評価できるが、審議会の女性委員の比率が4:1と少ない。また、市営水道利用者も委員として起用するべきであった。
- ③水道料金の大幅な値上げは、市民にとって身近な問題であるため、意見交換会等の他の市民参加の手法を取り入れ、広く市民の意見を聴きながら、市民の理解と納得を得ることが必要であった。

事業における市民参加の評価

評価項目(配点)	実施状況	合計
実施した市民参加の数 5点×実施数(上限15点)		5
選択した市民参加の手法 (上限5点)	審議会の設置:平成30年8月22日～平成31年2月6日	3
意見の取り扱い・公開方法 (上限5点)		4
市民参加の取り組み・積極性 (上限5点)		2

実施した市民参加の評価

審議会の設置(上限20点)

評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準	合計
	任期:平成30年3月～令和2年3月(2年間) 募集期間:平成29年12月15日～平成30年1月15日			
1 公募委員の数・全体に占める割合	委員の人数:10人(男8女2) 市民公募委員:3人(うち無作為抽出1人)			
2 選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	応募者:4人(男3女1)、選出者:2人(男2女0) 選出地域:七次台小学校区1人、桜台小学校区1人 選考基準:公開 応募方法:郵便、ファクシミリ、電子メール、各センター・回収箱、担当課窓口 周知方法:広報しろい、HP	8.7	7.2	16
3 会議の回数・時間帯	会議の回数:3回(全て公開) 時間帯:平日日中			
4 事前周知の方法	HP、情報公開コーナー			
5 結果公表・取扱い	公表の方法:情報公開コーナー、HP、図書館 会議録:要点訳 公開に要する期間:1か月以内			

コメント

- ①委員の募集期間が1ヵ月間と十分に長く評価できる。
- ②会議開催日が平日午後の開催であるため、夜間や土日での開催の検討も必要であった。
- ③会議の事前周知が必須の図書館で行われていない。
- ④会議の結果公表が必須の3ヵ所(情報公開コーナー、図書館、ホームページ)で行われ、さらに1ヵ月以内と早く公表されており評価できる。
- ⑤会議録にはインデックスをつけるなど見やすい工夫が必要である。

【終了事業】 平成30年度

3.白井市商業施設等誘致促進条例の制定

総合評価

35

点

総合コメント

- ①市民への事前周知・結果公表など徹底が不十分であった。
- ②市民参加を実施するにあたり、条例制定の背景等をホームページ等で積極的に情報提供する必要があった。
- ③条例を制定するにあたり、さらに市民参加の手法を取り入れ、多くの市民の意見を聴く必要があった。
- ④パブリックコメントは意見0に終わっているが、事前周知が不十分で募集期間も17日間と短いなど、工夫の余地があつたのではないか。
- ⑤市が作成した条例(案)について、産業振興ネットワーク会議で意見を求めているが、パブコメ実施後であり、計画(条例案)策定には関与できないタイミング。「市民参加の手法」といえるのか市民参加推進会議でも意見が分かれた。

事業における市民参加の手法

評価項目(配点)	実施状況	合計
実施した市民参加の数 5点×実施数(上限15点)		9
選択した市民参加の手法 (上限5点)	パブリックコメントの実施:平成30年10月15日～平成30年10月31日	2
意見の取り扱い・公開方法 (上限5点)	その他市民参加:白井市産業振興ネットワーク会議 平成30年10月26日 15時00分～16時30分	2
市民参加の取り組み・積極性 (上限5点)		2

実施した市民参加の評価

パブリックコメント募集(上限20点)

評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準	合計
1 募集期間・提出方法	募集期間:平成30年10月15日～平成30年10月31日(17日間) 提出方法:ファクシミリ、郵送、電子メール、各センター・回収箱、担当課窓口			
2 提供資料	計画や条例の素案、計画や条例の概要、パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内、意見書			
3 提供場所	担当課窓口、HP、各センター、図書館			
4 事前周知の方法	HP、広報しろい			
5 結果公表・取扱い	結果公表:平成30年11月16日 意見なし 公表の方法:HP			

コメント

- ①提供資料に概要版があることは評価したいが、パブコメ公表時期の記載をするべきであった。
- ②資料の提供が必須の情報公開コーナーで行われていない。
- ③事前周知が必須の情報公開コーナー、図書館で行われていない。

その他の方法(上限20点)								
評価項目(配点)		実施状況	条例基準	望ましい水準	合計			
1	開催場所・時間・回数	白井市産業振興ネットワーク会議 開催場所: 庁舎 時間: 平成30年10月26日 15時00分～16時30分 回数: 1回	3.7	3.2	7			
2	参加者の資格	白井市産業振興ネットワーク会議委員						
3	事前周知の方法	広報しろい、ホームページ、担当課窓口						
4	結果公表・取扱い	結果公表: 公開 会議録: 要点訳						
5	市民参加の内容	白井市商業施設等誘致促進条例の制定について、白井市産業振興ネットワーク会議で内容について審議し制定について賛同を得た。						
コメント								
①事前周知が必須の情報公開コーナー、図書館で行われていない。 ②結果公表が必須の情報公開コーナー、ホームページ、図書館で行われていない。 ③素案策定段階のパブコメ実施前に会議で審議を行う必要があった。								

【継続事業】 平成30年度～令和2年度

4.白井市情報提供計画策定

総合コメント

- ①「情報の共有と可視化」の方針の下で具体的な目標が不明確であり、目標設定を明確にした上で、市民参加を実施していく必要がある。
②情報提供計画という市民にとって重要な課題であるため、積極的な情報公開に取り組んでいく必要がある。
③今後、ワークショップや意見交換会等を実施し、情報の受け手の市民の声を幅広く聴きながら、計画策定に反映させていただきたい。

事業における市民参加の評価

評価項目(配点)	実施状況
平成30年度以前に実施した市民参加の手法	審議会の設置:平成30年11月13日～令和2年3月31日
平成31年度以降の実地予定の市民参加の手法	アンケート調査の実施:実施日未定

実施した市民参加の評価

審議会の設置(上限20点)

	評価項目(配点)	実施状況	
		任期:平成30年11月～令和2年3月(2年間) (計画策定まで) 募集期間:平成30年8月1日～平成30年8月17日(17日間)	
1	公募委員の数・全体に占める割合	委員の人数:6人(男3女3) 市民公募委員:3人(うち無作為抽出1人)	
2	選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	応募者:3人(男2女1) 選出者:2人(男1女1) 選出地域:池の上小学校区2人 選考基準:公開 応募方法:郵便、電子メール、各センター、担当課窓口 周知方法:広報しろい、HP、各センター、担当課窓口	継続事業のためコメント評価のみ
3	会議の回数・時間帯	会議の回数:2回 (全て公開) 時間帯:平日日中	
4	事前周知の方法	HP、情報公開コーナー	
5	結果公表・取扱い	公表の方法:HP 会議録:要点訳 公開に要する期間:半年以内	

コメント

- ①公募委員の占有率が5割と高く評価できる。
②募集の周知が必須の情報公開コーナー、図書館で行われなかった。一方、各センターで周知されたのは評価できる。
③会議開催日が平日午後の開催であるため、夜間や土日での開催の検討も必要であった。
④会議の事前周知が必須の図書館で行われていない。
⑤会議録の公表が、必須の情報公開コーナー、図書館で行われていない。会議録の公表が半年後というのは遅く、インデックス等もない。

【継続事業】 平成30年度～令和2年度

5.第5次総合計画後期基本計画策定

総合コメント

- ①市の、今後5年間の方向性を定める重要な計画であり、公募委員の応募者16名と市民の関心も非常に高く、広く市民の意見を聴くための着実な市民参加の取り組みが必要となっていく。
- ②計画策定に当たっての審議検討の進め方、審議会の委員の構成、委員会の開催予定、ワークショップ、パブリックコメント、アンケートなどの実施予定は、いずれも市民の声をより反映させようとする意図が盛り込まれており、評価できる。
- ③今後、市民参加を進めていくにあたり、必要な情報公開を積極的に行うべきである。

事業における市民参加の評価

評価項目(配点)	実施状況
平成30年度以前に実施した市民参加の手法	アンケート調査の実施:平成31年1月4日～令和元年7月 審議会の設置:平成29年8月～令和2年8月
平成31年度以降の実地予定の市民参加の手法	パブリックコメントの募集:令和2年6月～令和2年7月 ワークショップの開催:令和元年9月21日～令和元年9月29日

実施した市民参加の評価

審議会の設置(上限20点)

評価項目(配点)	実施状況	継続事業のためコメント評価のみ	
	任期:平成29年8月～令和2年8月(3年間) 募集期間:平成29年6月1日～平成29年6月15日		
1 公募委員の数・全体に占める割合	委員の人数:15人(男9女6) 市民公募委員:5人(うち無作為抽出2人)		
2 選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	応募者:16人(男14女2)、選出者:3人(男2女1) 選出地域:七次台小学校区1人、池の上小学校区1人、第三小学校区一人 選考基準:公開 応募方法:郵便、ファックス、電子メール、各センター・回収箱、担当課窓口 周知方法:広報しろい、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館、担当課窓口		
3 会議の回数・時間帯	H30年度は後期基本計画についての審議は未実施		
4 事前周知の方法			
5 結果公表・取扱い			

コメント

アンケート調査の実施(上限20点)

評価項目(配点)		実施状況	継続事業のためコメント評価のみ	
1	事前周知の方法	情報公開コーナー、担当課窓口		
2	調査方法・調査期間	調査方法:市民課窓口で調査票の配布・回収 調査期間:平成31年1月4日～令和元年6月28日（176日間）		
3	調査対象	市民課窓口で転出入の届け出をする人		
4	発送件数・回収件数・回収率	H30年度は実施中		
5	結果公表・取扱い	公表予定:令和元年9月 公開方法:情報公開コーナー、HP、図書館、担当課窓口		
コメント				
アンケート調査を実施するにあたっては、事前に審議会に諮る必要があったのではないか。				

【継続事業】 平成26年度～令和元年度

6.西白井地区コミュニティ施設整備事業

総合コメント

- ①公募委員の割合が低く、近隣地区以外の市民の利用や建設に伴う財政負担を考慮すれば、公募委員の割合を上げるべきであった。
②市民が参加しやすいよう審議会を土日に開催している点は評価できる。

事業における市民参加の評価

評価項目(配点)	実施状況
平成30年度以前に実施した市民参加の手法	審議会の設置:平成26年7月26日～令和2年3月31日 パブリックコメントの募集:平成29年6月8日～平成29年6月21日 その他の方法:住民説明会 平成29年6月10日
平成31年度以降の実施予定の市民参加の手法	予定なし

実施した市民参加の評価

審議会の設置(上限20点)		継続事業のためコメント評価のみ
	評価項目(配点)	
		任期:平成26年7月～(建設が完了するまで) 募集期間:平成26年6月1日～平成26年6月13日
1	公募委員の数・全体に占める割合	委員の人数:14人(男11女3) 市民公募委員:2人(うち無作為抽出0人)
2	選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	応募者:3人(男3女0) 選出者:2人(男2女0) 選出地域:大山口小学校区1人、南山小学校区1人 選考基準:公開 応募方法:郵便、電子メール、担当課窓口 周知方法:広報しろい、HP、情報公開コーナー、各センター
3	会議の回数・時間帯	会議の回数:16回 (全て公開) (平成30年度中は2回開催) 時間帯:土曜日日中
4	事前周知の方法	HP、情報公開コーナー
5	結果公表・取扱い	公表の方法:情報公開コーナー、HP、図書館 会議録:逐語訳 公開に要する期間:2か月以内

コメント

- ①公募委員の割合が14%と基準の3割を下回る。
②利用者の視点として女性委員の割合を増やすことも必要であった。
③会議の土日の開催は評価できる。

【継続事業】 平成30年度～令和元年度

7.第2期白井市子ども・子育て支援事業計画策定事業

総合コメント

- ①他の審議会と比較して子ども・子育てというと女性の委員が多いが、男女の割合も考慮した方が良い。
- ②公募委員の割合が2割以下と少ない。また、学識経験者等の子育てに関する専門家を審議会委員に加えるべきである。
- ③男女を問わず働く子育て世代の市民が多く参加(委員として出席、市民として会議の傍聴)できるように開催日を土日にする等の配慮が望まれる。
- ④情報の公開を充分に行うことが必要である。

事業における市民参加の評価

評価項目(配点)	実施状況
平成30年度以前に実施した市民参加の手法	審議会の設置:平成28年10月25日～令和元年10月24日 アンケート調査の実施:平成31年1月18日～平成31年1月31日
平成31年度以降の実地予定の市民参加の手法	パブリックコメントの実施:令和2年1月～

実施した市民参加の評価

審議会の設置(上限20点)

評価項目(配点)	実施状況	継続事業のためコメント評価のみ
	任期:平成28年10月～令和元年10月(3年間) 募集期間:平成28年8月1日～平成28年8月22日	
1 公募委員の数・全体に占める割合	委員の人数:18人(男6女12) 市民公募委員:3人(うち無作為抽出1人)	
2 選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	応募者:5人(男2女3) 選出者:2人(男0女2) 選出地域:清水口小学校区1人、南山小学校区1人 選考基準:公開 応募方法:郵便、ファクシミリ 周知方法:広報しろい、HP	
3 会議の回数・時間帯	会議の回数:2回 (全て公開) 時間帯:平日日中	
4 事前周知の方法	HP、情報公開コーナー	
5 結果公表・取扱い	公表の方法:HP 会議録:要点記 公開に要する期間:2か月以内	

コメント

- ①公募委員の募集周知が必須の情報公開コーナー、図書館で行われていない。
- ②会議開催の事前周知が必須の図書館で行われていない。
- ③会議録の公表が必須の情報公開コーナー、図書館で行われていない。

アンケート調査の実施(上限20点)

評価項目(配点)		実施状況	継続事業のためコメント評価のみ
1	事前周知の方法	事前周知 無し	
2	調査方法・調査期間	平成31年1月18日～平成31年1月31日	
3	調査対象	調査対象: (1)就学前児童保護者2,000名(無作為抽出) (2)市立の小学5年生及び中学2年生とその保護者(全数)	
4	発送件数・回収件数・回収率	発送件数:4,824件 回収件数:3,358件 回収率:69.61%	
5	結果公表・取扱い	結果公表:令和元年7月中 公表の方法:HP	

コメント

- ①これだけ多くのアンケート件数であれば、事業の取組みの周知として広報しろいに掲載しても良かったのではないか。
- ②結果公表先(予定)に必須の情報公開コーナー、図書館がない。
- ③結果公表を学校便り等に載せて保護者の目に触れる機会を増やすことで関心を持ってもらえるのではないか。

2 市民参加の実施に関する提言

本年度は2つの提言を行います。

- (1) 市民公募委員・候補者登録制度の拡充
- (2) 情報公開と市民が参加しやすい場づくり

【市民公募委員・候補者登録制度の拡充】

無作為抽出による審議会等の公募委員候補者登録制度は、市民の意見等を広く市政に反映させる制度として、平成28年度から3年の試行期間を経て、本年度から実施されているものです。

その間、審議会の委員として46人が新たに就任、意見交換会・ワークショップには34人が参加しており、市民参加は少しづつ広がっています。

しかし、本格実施となった今年度は、名簿への登録者が試行期間の93名から53名となり大幅に減少しております。

無作為抽出による登録制度は、自ら積極的に市政に参加するほどにはないが市政に関心のある方の市政への参加機会を増やすことで、市民参加への関心を広げる有効な取り組みであり、その効果は登録人数が多いほど発揮されると考えられます。

同制度を最大限活用するために、登録者の増加に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、審議会等においては、その内容に応じて委員構成等は異なりますが、市政への参加機会を増やし広く市民の声を反映させるため、登録制度を含む市民公募委員枠を広げるように努めてください。

【情報公開と市民が参加しやすい場づくり】

本会議においては、平成17年度からこれまで、市民参加に関して「市民への情報提供のルール」や「市民参加の評価方法」等、様々な提言を行ってきました。

なお、最近においても、いくつかの提言を行っていますが、情報公開場所の3原則、審議会等の平日夜間・土日の開催、市民参加への積極的な取組みと適切な手法の選択など実効をあげていないと思われる事業が散見されますので、提言事項を徹底し、情報公開と市民が参加しやすい場づくりに取り組んでいただくようお願いいたします。

また、これらの提言を徹底することにより、私たち市民が市政に関心を示し、「市民の理解と協力」のもとでの市民参加による市民の役割（責務）をさらに果たすことが期待されます。

卷末資料

1. 市民参加条例該当事業の総合評価及び実施手法の年度別一覧(概要)

審議年度	事業数	該当事業名	実施した市民参加の手法※						評価
			審	パ	ア	意	ワ	他	
31年度	3事業 (4事業)	自殺対策計画の策定	○	○				○	○ 64点
		水道料金の改定	○						△ 30点
		白井市商業施設等誘致促進条例の制定		○				○	△ 35点
30年度	8事業 (1事業)	白井市地域公共交通網形成計画策定事業	○	○	○		○	○	◎ 96点
		市役所庁舎整備事業	○	○				○	◎ 79点
		白井市行政経営改革実施計画策定事業	○	○					○ 60点
		白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインの策定事業	○	○					△ 52点
		第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定事業	○	○	○			○	◎ 96点
		第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	○	○	○	○			◎ 86点
		白井市空家等対策計画の策定事業		○					× 26点
		第2期データヘルス計画策定事業	○						△ 32点
29年度	6事業 (5事業)	白井市シティプロモーション基本方針策定事業		○	○		○	○	◎ 91/110点 (82.7%)
		白井市公共施設等総合管理計画策定事業	○	○	○				○ 65/90点 (72.2%)
		白井市地域福祉計画策定事業	○	○		○		○	◎ 92/110点 (83.6%)
		第1期データヘルス計画策定事業	○						× 24/40点 (60.0%)
		白井市耐震改修促進計画策定事業		○					△ 31/40点 (77.5%)
		白井市教育大綱策定事業	○	○					△ 41/65点 (63.0%)
28年度	8事業 (5事業)	男女共同参画推進事業	○	○	○				○ 74/90点 (82.2%)
		白井市まち・ひと・しごと総合戦略策定事業	○	○	○				○ 71/90点 (78.9%)
		白井市第5次総合計画策定事業	○	○	○		○	○	◎ 115/130点 (88.5%)
		白井市障害者計画等策定事業	○	○	○	○			◎ 88/110点 (80.0%)
		第2次しろい健康プラン策定事業	○	○	○			○	◎ 81/110点 (73.6%)
		都市マスターplan策定事業		○	○	○	○	○	◎ 92/110点 (83.6%)
		白井市第2次環境基本計画の中間見直し事業	○	○	○				○ 72/90点 (80.0%)
		白井市汚水適正処理構想策定事業	○	○					△ 46/65点 (70.8%)

※審…審議会、パ…パブリックコメント、ア…アンケート
意…意見交換会、ワ…ワークショップ、他…その他の手法

※評価欄の括弧は実施した手法の取り組み達成度

審議年度	事業数	該当事業名	実施した市民参加の手法						評価
			審	パ	ア	意	ワ	他	
27年度	8事業 (8事業)	ごみの減量化・資源化推進事業	○	○					○ 58点
		第6期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定事業	○	○		○		○	◎ 116点
		子ども子育て支援事業計画策定事業 (次世代育成支援地域行動計画推進事業)	○	○	○				◎ 77点
		白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例策定事業		○		○			△ 54点
		白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例策定事業		○					△ 30点
		白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例策定事業		○					△ 30点
		白井市歯科口腔保健の推進に関する条例策定事業		○			○		△ 50点
		白井市新型インフルエンザ等対策行動計画改訂事業		○			○		△ 51点
26年度	2事業 (6事業)	事務処理市移行推進事業	○		○		○		◎ 76点
		地域防災計画素案策定事業	○		○		○		○ 74点
25年度	7事業 (8事業)	白井市除染実施計画策定事業	○	○					○ 55点
		白井市暴力団排除条例策定事業	○		○				△ 53点
		白井市地域福祉計画策定事業	○	○		○	○		○ 83点
		市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業	○	○		○			○ 78点
		白井市産業振興条例策定事業	○	○	○				○ 72点
		白井市生活排水処理基本計画策定事業	○	○					○ 55点
		美しい景観形成推進事業（事業中止）	○		○			○	○ 63点
24年度	2事業 (9事業)	第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	○	○	○			○	○ 83点
		白井市環境基本計画策定事業	○	○	○	○			○ 73点
23年度	2事業 (4事業)	白井市第4次総合計画後期基本計画策定事業	○	○	○		○		○ 85点
		男女共同参画推進新行動計画策定事業	○	○	○				○ 75点

審議年度	事業数	該当事業名	実施した市民参加の手法						評価
			審	パ	ア	意	ワ	他	
22年度	5事業 (7事業)	健康増進計画策定事業	○	○	○				○ 69点
		白井市次世代育成支援地域行動計画策定事業	○	○	○				○ 68点
		白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定事業		○					△ 34点
		災害時要援護者避難支援プラン策定事業	○			○			△ 42点
		白井市耐震改修促進計画策定事業		○					△ 37点
21年度	3事業 (5事業)	第一地区コミュニティセンター施設整備事業	○	○		○			△ 53点
		市民グラウンドの設置及び管理に関する条例の廃止及び代替施設の整備事業				○	○		× 23点
		第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	○	○	○				△ 54点
20年度	2事業 (4事業)	第8次白井市交通安全計画策定事業	○	○					△ 31点
		白井市環境基本計画改定事業	○		○		○		△ 46点
19年度	3事業 (4事業)	白井市障害者計画策定事業	○	○	○	○			○ 72点
		白井市都市計画法に基づく開発行為に係る技術的細目の強化等に関する条例(事業中止)		○					× 18点
		白井市国民保護計画策定事業	○	○					△ 37点
18年度	5事業 (7事業)	総合計画推進事業	○	○	○	○			○ 74点
		白井市男女平等推進行動計画策定事業	○	○	○				△ 54点
		行政改革実施計画策定事業	○	○		○			△ 52点
		第3期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	○	○	○				△ 54点
		白井市自転車駐輪場整備計画事業	○						× 22点
17年度	1事業 (3事業)	次世代育成支援地域行動計画策定事業	○	○					○ 75点
合 計		(評価事業延べ数 145事業)	48	57	27	18	6	18	平均点 59.4点

2. 市民参加の実施に関する提言及び取組み結果の年度別一覧

審議年度	提言内容	取組み結果
31年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公募委員の複数化 ・無作為抽出による公募者登録制度の登録者増加策 	
30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への積極的かつ適切な情報提供 ・アンケートやパブリックコメントの審議会等へのフィードバック ・職員研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加の情報をお知らせする専用掲示板を図書館に設置 ・市民参加の情報公開に関する事務手続きチェックリストを作成 ・新規採用職員への研修制度で市民参加に加えて市民協働についても実施
29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出による公募委員候補者登録制度の拡充 ・市民参加の手法の平日夜間、土日の開催 ・市民参加条例等の見直しを要する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出の対象に意見交換会とワークショップを加えて実施する。
28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・職員ヒアリングを対象事業へ拡大実施 ・中間評価の評価方法の見直し ・パブリックコメントへのゼロ回答を無くすための工夫の検討 ・市民参加対象事業の担当職員に対する事前研修の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度より終了評価の全てに職員ヒアリングを実施することを決定 ・平成29年度より中間評価の点数評価を廃止し、コメントによる評価へ見直すことを決定 ・広報しろいにおける市民参加の手法に関する記事の掲載方法の工夫 ・市民参加対象事業担当課への職員研修等の開催
27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開場所の3原則 ・市民参加への積極的な取組みと適切な手法の選択 ・市民参加をさらに進めるための新たな評価方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開については情報公開コーナー、市HP、図書館の3箇所の公開を必須とすることを決定 ・職員を対象とした市民参加に対する研修の開催 ・平成28年度より事業担当課の職員ヒアリングの試行実施を決定
26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民目線の情報提供 ・公募委員の応募増加対策 ・市民参加条例の改正に向けた議論 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開コーナーにおける会議録の冊子に中表紙の差し込み ・図書館に会議録を閲覧できるコーナーを設置 ・市ホームページのリニューアル ・平成28年度から委員公募における無作為抽出制度の試行実施を決定
25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準の見直し ・無作為抽出による市民参加方法の導入 ・市民参加条例の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的評価を条例基準と加点水準に区分け ・平成26年度に無作為抽出による市民参加方法の導入について検討を行う。 ・条例の見直しについては継続審議とする。
24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・条例で公表が義務付けられた事項の順守 ・市民参加条例の実施状況の評価区分の見直し ・住民投票条例の研究と審議会委員構成の調査 ・市民討議会と無作為抽出された市民による市民参加の研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長から職員へ指示 ・「良好」「改善する」「見直す」の3区分から「良好」「妥当」「要改善」「不良」の4区分に変更 ・平成25年度に検討した結果、市民討議会を採用し、実施することは難しいとの結論に至る。

審議年度	提言内容	取組み結果
23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・広報しろい・ホームページを活用した情報提供の方法について <ul style="list-style-type: none"> ・「市民討議会」などの市民参加方法の研究 ・行政用語の言い直しについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供施策の推進に関する基本方針を策定 ・住民基本台帳の無作為抽出で選出された市民が市民判定人となる事業仕分けを実施 ・広報などにおいて、パブリックコメントに(意見公募)と併記することを決定
22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加実施状況調査票における評価項目・採点の再検討 ・市民参加条例の見直しの研究 ・常設型住民投票条例の研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加実施状況調査票をワード形式からエクセル形式に変更する等の改訂を実施 ・翌年度以降に後期基本計画に合わせて研究
21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の一元化と参加機会の拡充 ・調書の様式見直し ・パブリックコメント(意見公募)の活用 ・実施段階・評価段階への市民参加の推進 ・協働のまちづくりを推進するための指針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに市民参加専用のコーナーを設置 ・府内各課間の協働を積極的に推進することを全課に通知し、広報しろい等で市民へ周知 ・「市民参加・協働のまちづくりプラン」の策定を決定
20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ルールの制定 ・市民参加条例事業の範囲拡大 ・公募市民の拡大について ・評価調書の見直し ・市民提案制度の検討 ・モニター登録制度の導入 ・審議会募集方法の改善 ・自己評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の一元化と情報発信の充実を図るため、「広報しろい」において平成21年度市民参加の実施予定について周知 ・市民参加条例を市民にPRするためパンフレットを作成 ・市民参加条例の共通理解を図るため、新規職員、全職員を対象とした研修をそれぞれ実施 ・審議会等の公募枠の拡大について、全課に対し通知、徹底
19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加条例の対象範囲の見直し ・調書の充実と見直し ・情報収集・発信の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・各々の課題に対して、現状と解決のための具体例を挙げ、翌年の市民参加推進会議で報告
18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への情報公表方法のしくみの導入 ・重点事業の情報提供 ・情報提供のあり方の改善 ・情報提供場所の拡充 	
17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・条例対象範囲の拡大のための手法の検討 	

